

基発0323第5号
平成23年3月23日

岩手労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

救急薬品等の配付について

重大災害等における救急薬品等の配付については、労働者災害補償保険法第29条に基づき、平成9年7月1日付け基発第492号の別添「重大災害等における救急薬品等の配付実施要綱」により取り扱うこととしているところであるが、今般、東北地方太平洋沖地震について、救急薬品等の配付を必要と認めるので、岩手県災害対策本部あて救急薬品等を配付されたい。